

## 選挙人名簿の登録制度の見直しについて

### 【検討の方向性】

- 選挙権行使の機会をより確保することができるよう、選挙人名簿の登録のうち、定時登録について、回数を増やすことを検討する。

また、これに併せて、定時登録の登録日が休日に当たる場合に、翌開庁日へ登録日を繰り延べるなどについても検討する。

- 19歳から20歳になる直前に他の市町村へ住所を移転した者が選挙人名簿に登録されるよう、年齢満19年の者について予備登録を行うことを検討する。

### 【論点・課題】

- ① 定時登録の回数を増やした場合、選挙時登録と定時登録で手続きが輻輳するケースが増加することについてどう考えるか。

選挙期日が公示又は告示された後、選挙期日までに定時登録日が到来する場合には、選挙期日の何日前であれば定時登録を行うことが可能か。

選挙期日が公示又は告示された後、選挙期日までに定時登録が行われる場合には、年齢要件については、選挙期日現在で判定することも考えられるか。

- ② 定時登録の登録日が休日に当たる場合に翌開庁日へ登録日を繰り延べることとした場合でも、選挙期日が公示又は告示された後、選挙期日までの間については、登録日の繰り延べを行わないことも考えられるか。
- ③ 定時登録の登録基準日と登録日について、選挙時登録と同様に同日とすることも考えられるか。
- ④ 定時登録の回数の増加に伴う選管の事務的負担増等についてどのように考えるか。
- ⑤ 年齢満19年の者の予備登録については、選挙権年齢の引下げの議論との関係をどのように考えるか。

○ 選挙人名簿の定時登録の登録基準日及び登録日等の経緯

	登録基準日	登録日等
法制定時	9月15日	10月31日までに調製 12月20日に確定
昭和41年改正後	3月1日、9月1日	3月10日、9月10日までに登録すべき者を決定 3月30日、9月30日に登録
昭和43年改正後	登録月（3、6、9、12月）の1日	登録月の7日までに登録すべき者を決定 登録月の20日に登録
昭和44年改正後	9月1日	9月10日に登録
昭和56年改正後	9月1日	9月2日に登録
平成9年改正後	登録月の1日	登録月の2日に登録

【昭和41年改正時の解説（昭和41年 改正公職選挙法解説）】

申出をした者が登録すべき者として決定される為の資格要件を具備していれば、原則として最終期限である3月10日又は9月10日までに随時登録すべき者として決定できるのであるが、3月2日以後に申出をした者については仮りに3月1日現在において資格要件を具備していても、3月2日から10日までは整理期間であり、選挙管理委員会はこれに専念すべきであり、この期間中には登録すべき者として決定することは法の意図するところではない。

【昭和56年改正時の解説（選挙時報 昭和56年6月号）】

選挙時登録の事務処理の経験に照らしても、現時点においては、基準日と登録日との間に相当の期間をおくことの実質的な意義も見出しがたく、また、今回の改正により9月11日以後に選挙が行われる場合にも選挙時登録が行われることになり、その選挙時登録が9月10日までの間に行われることにでもなれば、9月10日の定時登録が内容のないものとなるからである。

○ 選挙時登録と定時登録の調整の経緯

	登録に関する改正の概要	調整に関する規定
昭和44年 改正後	【選挙時登録制度の導入】 住民基本台帳法の成立を踏まえ、毎年1回9月に職権による定時登録を行うこととされた(9月1日を基準日とし、9月10日に登録)ほか、選挙の都度行われる選挙時登録の制度が創設された。	○9月1日から10月10日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合には、選挙時登録を行わない。 ○9月1日から10日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合には、11日から当該選挙の期日後10日までの範囲内において定時登録日を繰り延べて定めることができる。 ○9月1日から15日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合には、定時登録日を9日以前の日に繰り上げて定めることができる。 ○選挙の期日前一箇月以内に、当該選挙が行われる区域の全部を含む区域にわたって選挙時登録が行われた場合は、選挙時登録を行わない。
昭和56年 改正後	定時登録について、9月1日を基準日として9月2日に登録することとされた。	○9月1日から10月10日までの間に選挙を行う場合にも選挙時登録を行う。 ○9月1日から7日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合には、登録日を当該選挙の期日の翌日以後3日以内のいずれかの日に繰り延べて定めることができる。 ○選挙の期日前一箇月以内に、当該選挙が行われる区域の全部を含む区域にわたって選挙時登録が行われた場合にも、選挙時登録を行う。
平成9年 改正後	定時登録の回数が年4回(3月、6月、9月、12月)に増加された。	○登録月の1日から7日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合には、登録日を当該選挙の期日の翌日以後3日以内のいずれかの日に繰り延べて定めることができる。